

生産行程管理業務規程

作成日：令和元年6月10日

更新日：令和7年6月25日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒891-3604）鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5281 番地

（カゴシマケンクマゲグンナカタネチョウノマ 5281 バンチ）

名称（フリガナ）：種子屋久農業協同組合

（タネヤクノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 宮脇 幸喜

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-taneyaku.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花及び切枝（レザーリーフファン）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：種子島レザーリーフファン（タネガシマレザーリーフファン）、
Tanegashima Leatherleaf Fern

4 明細書の変更

種子屋久農業協同組合（以下「JA 種子屋久」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

JA 種子屋久は、生産者に対して「種子島レザーリーフファン」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産者は、生産地及び品種について、「ほ場台帳」に記録し JA 種子屋久に提出する。

また、生産・出荷については、「種子島レザーリーフファン」の「栽培基準」「出荷規格」及び「評価基準表」に基づいて実施し、JA 種子屋久が指定する花き選花場へ出荷する。

イ JA 種子屋久は、生産者が花き選花場に出荷した「レザーリーフファン」について、最終製品の販売状況を記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

JA 種子屋久は、定期的に上記（１）のア及びイの手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JA 種子屋久は、明細書に記載された生産地及び生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産者に対して警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA 種子屋久は、当該生産者に対して「種子島レザーリーフファン」の名称の使用及び出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JA 種子屋久は、上記 5（１）の周知の際に、地理的表示である「種子島レザーリーフファン」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「レザーリーフファン」についてのみ地理的表示等の使用が可能であること。
- （２）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「種子島レザーリーフファン」と併せて使用すること。
- （３）GI マークは、法施行規則で定められた規程に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JA 種子屋久は、地理的表示等の違反使用を確認した場合当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA 種子屋久は、当該生産者に対して「種子島レザーリーフファン」の名称の使用及び出荷を禁止する。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JA 種子屋久は、上記 6 及び 8 に関して、「種子島レザーリーフファン」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

JA 種子屋久は、次の資料を、作成日又は取得の日から 5 年間保存するものとする。

- （１）上記 5 における「種子島レザーリーフファン」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び団体が行った指導等に係る資料

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]